

預金商品の概要 [定期預金]

平成24年8月1日現在

1. 商品名 (愛称)	変動金利定期預金	
	《単利型》	《複利型》
2. 販売対象	法人・個人	個人のみ
3. 期間	<定型方式> 1年、2年、3年 <満期日指定方式> 1年超3年未満	<定型方式> 3年のみ
	定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。	
4. 預入		
(1) 預入方法	一括預入	
(2) 預入金額	500円以上	
(3) 預入単位	1円単位	
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利息		
(1) 適用金利	変動金利 預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し預入日から6ヵ月ごとに当金庫が預入の際に呈示する利率変更方法により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。	
(2) 利払方法	預入日から6ヵ月ごとの中間利払以後および満期日以後に分割して支払います。	満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で半年ごとの複利計算
(4) 税金	個人：20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人：総合課税	
7. 手数料		
8. 付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは「総合口座」または「大河」の担保定期預金に、法人の自動継続扱いのものは「大河」の担保定期預金に組入れることができます。 個人の場合はマル優の取扱いが	自動継続扱いのものは「総合口座」または「大河」の担保定期預金に組入れることができます。 個人の場合はマル優の取扱いができません。

	できます。	
9. 中途解約時の取扱い	<p>預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います。（別紙中途解約利率一覧を参照）</p> <p>なお、中間支払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。</p>	
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
11. その他参考となる事項	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>中間利払日に支払う利息は預金規定に定めた利率により計算します。</p> <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）</p>	